

はつが野自治会館利用規約

(目的)

第1条 この規約は、はつが野自治会館運営細則を円滑に施行するため、利用に関する規約を取り決めるものである。

(利用範囲)

第2条 はつが野自治会館の利用範囲については、次の通り定める。

- (1) 自治会の総会・役員会・班会議、その他自治会が主催するすべての集会、会合。
- (2) 自治会の関連団体の主催する集会、会合。
- (3) その他、会員の福祉、厚生、親睦、文化的向上を目的とする集会、会合。
- (4) はつが野自治会会員であっても、自治会としての活動以外の目的のために利用する場合
- (5) 非自治会員がサロン活動、教育実習活動、健康促進活動などの目的で利用する場合で、会館委員会が利用を許可したもの。
- (6) 次の項目に該当する場合は、原則、利用を禁止する。
 - (ア) 営利目的の商行為
 - (イ) 政治活動（ただし、公職選挙法上の個人演説会および立会演説会は除く）
 - (ウ) 宗教活動および類似行為
 - (エ) 反社会勢力による集会 会合
 - (オ) 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
 - (カ) その他、会館委員会が不相当と認めた団体、または会合。

(利用申請)

第3条 第2条の(1)以外に自治会館を利用しようとする者は、利用を申し委員会からの許可を受けたのちでなければ利用できない。利用申請の手続きは次の通り定める。

- (1) 利用希望者は、「自治会館利用申込書」(様式-1)(会館に設置または、自治会サイトよりダウンロード)を提出する。**または、申込フォームから申し込みをする。**
- (2) 長期利用者は、「自治会館利用申込書(長期利用)」(様式-1B)を提出すること。**または、申込フォームから申し込みをする。**
 - (1) 自治会館の利用申込みは、長期利用を除き原則2ヶ月前から利用日の前月の第2日曜日の前日までに提出する。
 - (2) 長期間利用する場合は、期間予約を受け付ける。但し、予約期間は6ヶ月以内とし継続する場合は、改めて申込みを行う。

(利用許可および取り消し)

第4条 利用申請のあったものについて、委員会は会館運営細則、本規約に則り利用を許可または却下する。許可および取り消しについては次による。

- (1) 委員会は利用を許可または却下したものについて、利用者に対しすみやかに連絡する。また、利用を許可したものについて、利用回毎に「自治会館利用許可書」(様式-2)を発行する。**または、メールなどにより、利用許可の連絡をする。**
- (2) 利用の許可は、原則として先着順とする。但し、自治会の都合により利用日・時間の変更を求

めることがある。

- (3) 利用者の都合により利用日の変更または、取り消しがあった場合はすみやかに連絡しなければならない。なお、変更にあたっては再度委員会の承認が必要となる場合がある。また、取り消しにおいては第6条に定める利用料を申し受ける場合がある。
- (4) 長期間の利用予約を取り消す場合は、利用月の2ヶ月前までに連絡しなければならない。それ以降に取り消しを申し出た場合はその利用料を申し受けることがある。
- (5) 利用申請日から利用日の間で委員会の開催予定がなく、緊急性を要しかつ自治会員の福祉に資する利用要件である場合、委員一人と館長もしくは副館長の同意を持って許可することができる。

(利用時間)

第5条 利用時間は、9時から21時までとし以下の時間数について、1団体あたり1回までとする。ただし、第2条の(1)(2)の利用については、この限りとしない。

- (1) 1時間以内
- (2) 2時間以内
- (3) 3時間以内
- (4) 4時間以内

(利用料)

第6条 利用にあたっては次の利用区分ごとに定めた利用料を支払う。

- (1) 会員(第2条利用範囲(2)(3)に当たる利用) 1回200円
ただし第2条利用範囲(4)のうち委員会が許可したものにも準用する。
- (2) 外部団体(第2条利用範囲(5)に当たる利用) 利用時間に応じて次の利用料とする。
 - (ア) 利用時間1時間 1,250円
 - (イ) 利用時間2時間 2,500円
 - (ウ) 利用時間4時間 3,750円
 - (エ) 利用時間4時間 5,000円
- (3) 非自治会員(第2条利用範囲(2)(3)および(4)において非自治会員が利用者である場合) 大人一人につき300円、子供(小学生以下)一人につき100円
- (4) 会員が会員の親族とともに利用する場合は、その親族も会員扱いとする。
- (5) 定期利用の団体においては、利用の前月25日までに、前金にて振り込むものとする。
- (6) 自治会員および個別利用の個人・団体においては、利用時の離館前に、基本的にPaypay, Line PayなどのQRコード決済にて支払うものとする。
- (7) カラオケなど有料機器を利用する場合は、別途定める料金表に基づき、機器利用料を追加で負担するものとする。
- (8) 納入した利用料は、原則として返金しないものとする。

(利用者の義務)

第7条 会館を利用するときは、次の事項を守るものとする。

- (1) 利用責任者を決めること。
- (2) 利用時間を守ること。

- (3) 利用にあたっては、器具、備品等を丁寧に取扱い、室内を汚損しないこと。万が一汚損等の場合は、速やかに会館委員まで報告しなければならない。利用者が故意、または重大な過失により、建物及び備品・用具を破損・紛失したり、甚しく汚損したりしたときは、時価により弁償しなければならない。
- (4) 火気使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。
- (5) 自治会館の内外を問わず、敷地内はすべて禁煙とする。
- (6) 利用時間内に、片付け及び清掃をすること。
- (7) その他、委員会の指示および管理人の指示に従うこと。
- (8) **会館に備え付けの用紙または、利用報告フォームから利用報告書を提出すること。**

(その他)

第 8 条 この規約の改廃は会館委員会で検討し、自治会役員会の議決により定める。

(付 則) この規約は、2019 年 3 月 16 日から施行する。

(付 則) この規約は、2023 年 1 月 16 日から施行する

